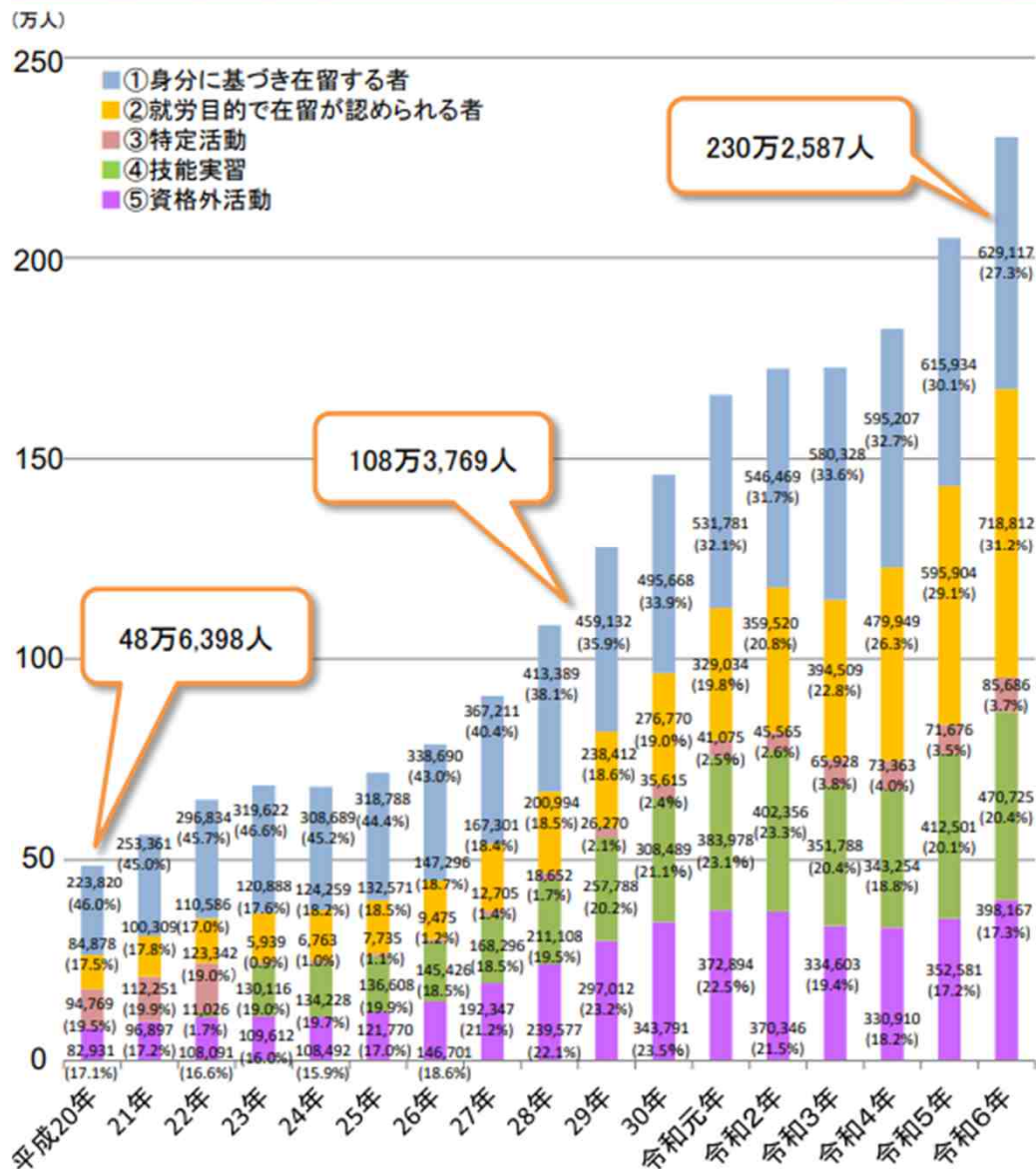


外国人労働者数の内訳



厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 (「技術・人文知識・国際業務」、「**特定技能**」等)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約8.6万人(3.7%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

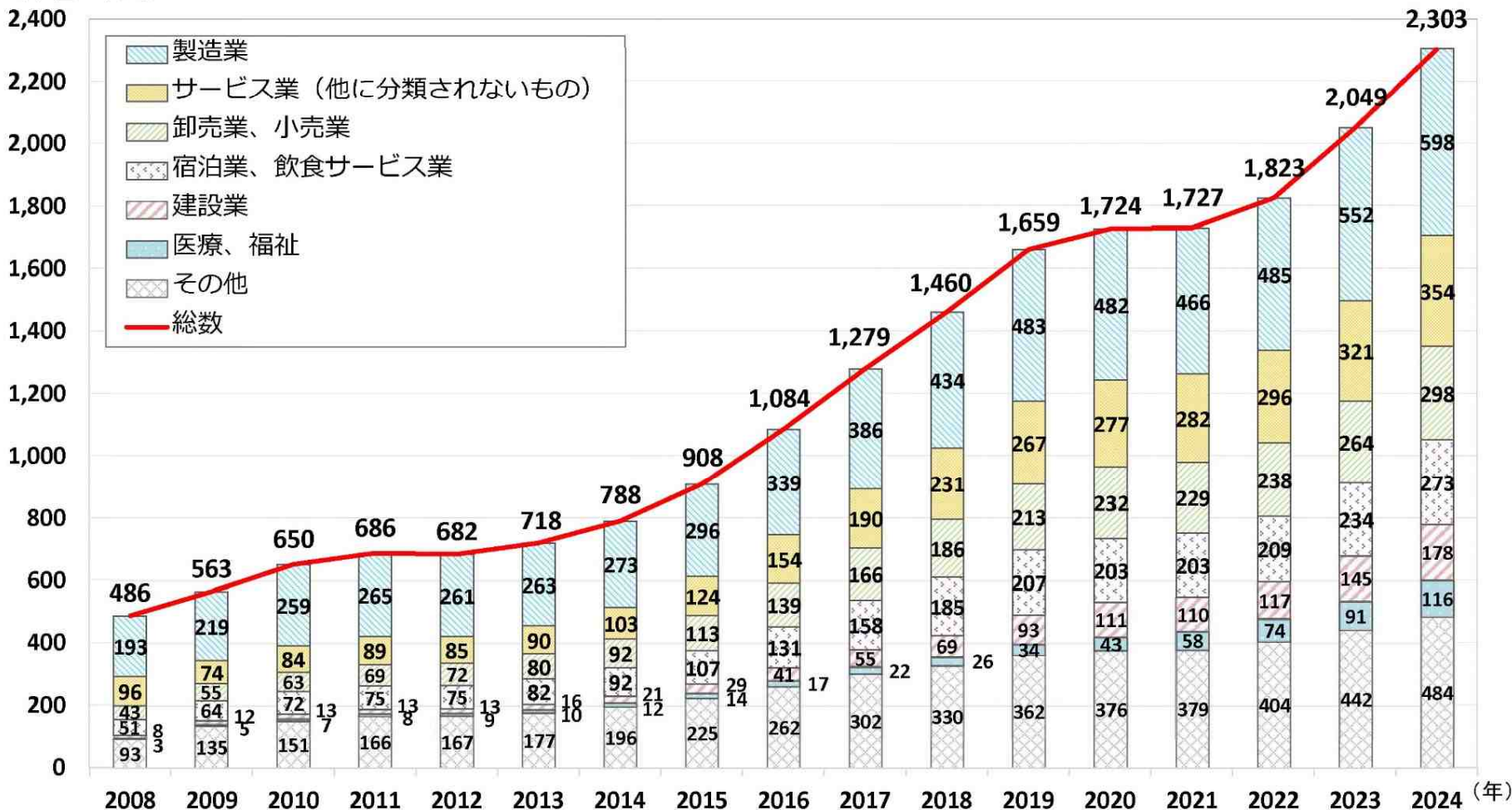
④技能実習 約47.1万人(20.4%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

産業別にみた外国人労働者数の推移

○ 産業別に増加率の大きい順でみると、「医療、福祉」(前年比28.1%、25,511人増)、「建設業」(同22.7%、32,921人増)、「宿泊業、飲食サービス業」(同16.9%、39,422人増)、「卸売業、小売業」(同13.2%、34,793人増)となっている。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末時点)

特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。（平成31年4月から実施）

特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、**自動車運送業、鉄道、林業、木材産業**

特定技能 1 号のポイント

在留期間

1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）

技能水準

試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）

日本語能力水準

生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）

家族の帯同

基本的に認めない

支援

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要 国土交通省

- 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況であり、人手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野（バス、タクシー及びトラック運転手）について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定（令和6年3月29日）。
- 特定技能外国人の受入れに向けて、令和6年12月より特定技能評価試験を開始し、令和7年6月末時点の速報値で10名が在留資格を取得。

	トラック	バス	タクシー
・受入れ見込数	2.45万人（総計）		
・主な業務内容	①運行業務 ②荷役業務	①運行業務 ②接客業務	
・技能水準	①第一種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（トラック）（※2）	①第二種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（バス）（※2）	①第二種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（タクシー）（※2）
	※1 日本国内で運転免許を取得するための手続き等に要する期間については、在留資格「特定活動」（バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヵ月・更新不可）で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は各業界団体及び実施者である（一財）日本海事協会において実施。		
・日本語能力	・日本語能力試験N4 又は ・日本語基礎テスト 合格	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」 又は 「Gマーク制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等

実施機関

- 一般財団法人 日本海事協会

受験資格

- 満17歳以上の外国人（インドネシアでの試験は満18歳以上）
- 試験当日において有効な日本又は海外の運転免許(普通自動車以上)を有する外国人

受験料（2025年8月26日時点）

- 国内での受験：5,000円（税抜） 海外での受験：37USドル

試験方法

- CBT方式
 - ・ 受験者本人が自ら希望の場所、日時で試験を予約し、試験センターで受験する方法
- 出張試験方式
 - ・ 申込者(企業、支援機関、送出機関など)が受験者を集め試験会場を準備し、試験監督者が希望の場所、日時に出張して試験を実施する方法
 - ・ 海外の場合は、1出張当たり50名分以上の申込みが必要
 - ・ 受験料の他に試験監督者1名分の旅費と宿泊費が必要

試験実施国(CBT)



- 二国間協力覚書締結国のうちCBT実施国（未実施国はベトナム・タジキスタン）
 - ・ インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、日本【計16ヶ国】

試験状況

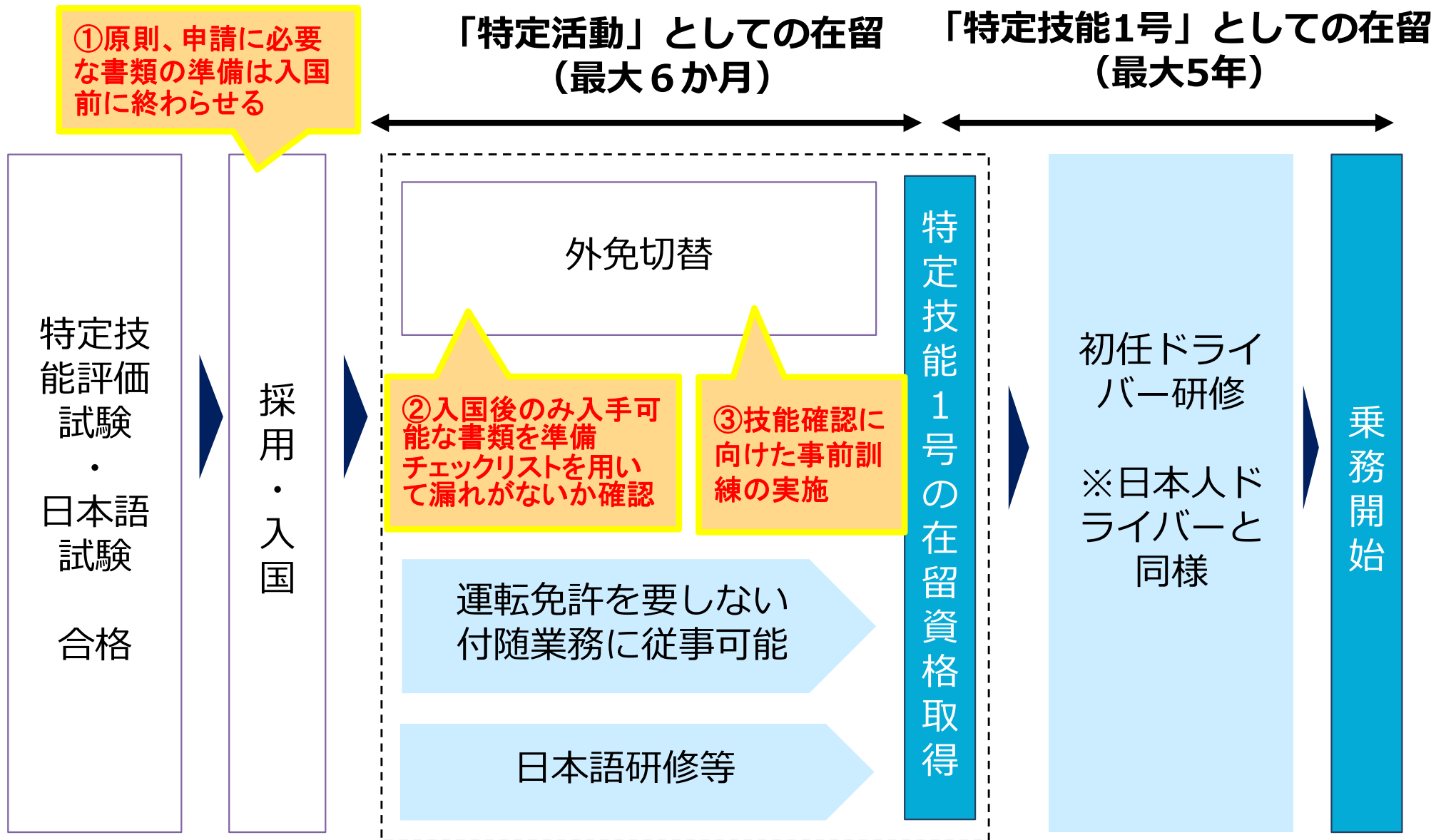
業務区分別	受験者数	合格者数	合格率
合計	3,493名	2,557名	73.2%
・トラック	2,909名	2,096名	72.1%

※2025年8月20日時点

【参考】「働きやすい職場認証制度」と「Gマーク制度」について【概要】

	働きやすい職場認証制度 (運転者職場環境良好度認証制度) 	Gマーク制度 (貨物自動車運送事業安全性評価事業) 
制度趣旨	職場環境改善に向けた自動車運送事業者の取組を 見える化することで、求職者の就職を促進し、 各事業者の人材確保の取組を後押しする	利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくす るとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意 識を高めるための環境整備を図る
制度創設	令和2(2020)年8月	平成15(2003)年7月
認証／認定主体	国土交通省が指定する認証実施団体 (※)現在は、(一財)日本海事協会が実施	トラック法に基づく指定を受けた全国貨物自動車 運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)
認証／認定 対象事業者	トラック、バス、タクシー事業者 (原則、事業者単位で認定。都道府県単位でも申請可能)	トラック事業者 (事業所単位で認定)
認証／認定者数	トラック:約2,500者、バス:約300者、タクシー: 約900者(事業者ベース、令和6年4月時点)	約29,000者(事業所ベース、令和6年度末時点)
認証／認定要件	①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、 ④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成、⑥自主 性・先進性等の6分野において基準点数を満たして いること 等	①安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反 の状況、③安全性に対する取組の積極性の3分野 において基準点数を満たしていること 等
認証／認定の 有効期間	原則2年間	新規:2年間、初回更新:3年間、2回目更新以降: 4年間
インセンティブ	ハローワークにおける求人票への認証マークの 表示、助成の優遇 等	違反点数の消去、助成の優遇、保険料の割引 等

トラック運転手としての乗務開始までのプロセス



【警察庁資料】外免切替の見直し(案)

※第1回自動車運送業分野特定技能協議会資料5-1より(2025/08/26開催)

見直しの背景

- 「骨太方針2025」等において、「外免切替手続について住所確認や知識・技能確認の審査内容を厳格化」が求められている
- 基本的な交通ルールを理解していない外免切替により免許を取得した外国人による交通事故が発生
- 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得

住所確認の厳格化 (道路交通法施行規則改正)

現行の免許関係手続

(免許取得時)

- 住民票がある者：住民票の写し
 - 住民票がない者：旅券と「一時滞在証明」
- ※ 3ヶ月以下の短期滞在は住民票が交付されない

(運転免許証更新時)

- 運転免許証

見直し後の免許関係手続

(免許取得時)

- 免許申請時に、申請者の国籍にかかわらず、例外的な場合を除き、住民票の写しの添付を求める

➡ 観光等の短期滞在の在留資格の者は免許を取得できない

※ 例外的に、国外転出中の日本人は「戸籍謄本等」、外交官・モータースポーツイベントで一時的に来日する外国人レーサー等は「権限ある機関が発行する身分を証明する書類」を添付することにより免許の取得が可能

(運転免許証更新時等)

- 外国人については、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記※の書類の提示を求める

知識確認・技能確認の厳格化 (運用の見直し)

現行の確認

- 知識確認：運転に必要な知識の確認
- ➡ イラスト問題を10問出題
審査基準：70%以上
- 技能確認：運転に必要な技能の確認
- ➡ 場内における実車による確認
審査基準：70%以上

見直し後の確認

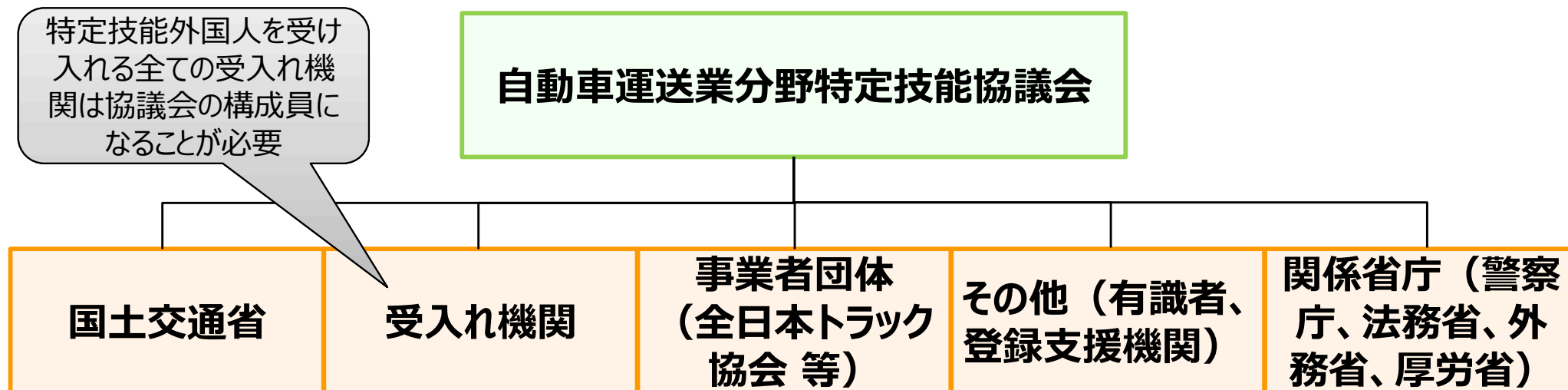
- 知識確認
- ➡ イラスト問題を廃止し、問題数を50問に増加
審査基準を新規免許取得時と同様の90%以上に引き上げ
基本的な交通ルールを十分に理解しているかを確認
- 技能確認
- ➡ 横断歩道の通過等の課題を追加するとともに、新規免許取得時と同様に、審査基準についても、合図不履行や右左折方法違反等の採点を厳格化

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

<主な協議内容>

1. 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
2. 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
3. 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
4. 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整 など

自動車運送業分野特定技能協議会の構成



国土交通省HP：自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html